

第2章

東北農業の課題、 主要施策への取組状況

第2章 東北農業の課題、主要施策への取組状況

1 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組

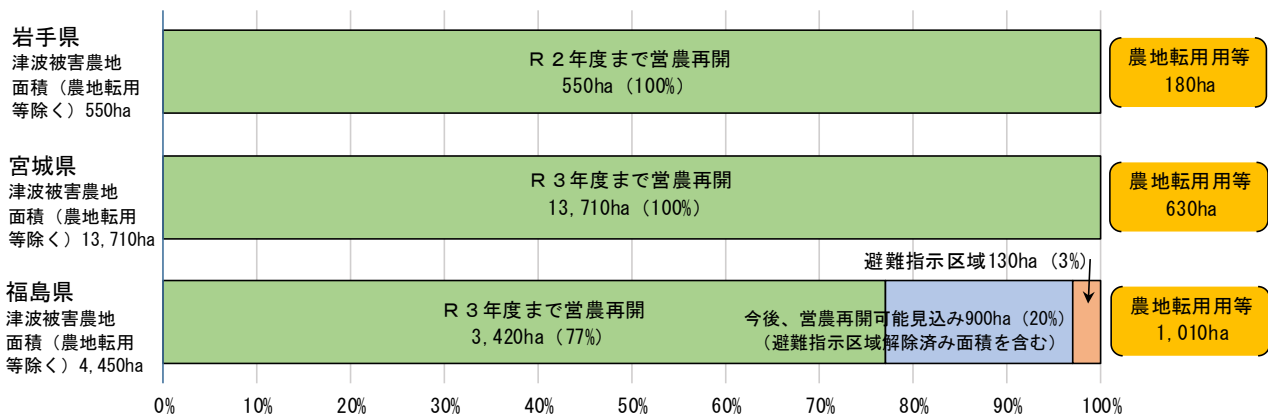
現状と課題

- ▶ 平成 23(2011)年3月 11 日の東日本大震災発災から 11 年が経過し、様々な復興施策を講じるなかで、被災地の復興は大きく進展しました。
- ▶ 地震・津波被災地域では、第 1 期復興・創生期間内（平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度まで）で住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、農林水産業においても、農地・農業用施設等の農林水産関係インフラの復旧はおおむね完了したことから、復興の総仕上げの段階に入っています。
- ▶ 福島県の原子力災害被災地域においては、原発事故に伴う避難指示が発出された地域のうち、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格化しています。また、帰還困難区域についても、6 町村において特定復興再生拠点区域の整備が着実に進み、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展しています。
- ▶ しかしながら、依然として多くの住民が県内外での避難生活を強いられているなど、第 2 期復興・創生期間（令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度まで）においても多くの課題があります。
- ▶ 原子力事故災害からの復興・再生に向けては、中長期的な対応が必要であり、本格的な復興・再生を進めるにあたって諸課題への取組を具体化し、着実に実施していくことが重要です。

図表 2-1 被災3県の農地・農業施設の復旧状況(令和4(2022)年1月末現在)

項目	被害状況 (岩手 宮城 福島)	復旧状況 (%)										備考
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	
農地	津波被災農地(農地転用が行われたもの(見込みを含む)を除く) 18,710ha	94% (17,680haで営農再開可能)										・令和3(2021)年度は70haを復旧。 ・一部、大区画化ほ場整備を実施。
排水機場	主要な排水機場 96箇所	100% (復旧完了: 96箇所)										
農地海岸堤防	福島県の未査定3地区を含む 121地区	98% (復旧完了: 118地区)										・未着工地区は、福島県避難指示区域内。

図表 2-2 被災3県の農地の復旧状況と今後の見通し



資料：東北農政局作成

原子力被災 12 市町村における営農再開の状況

原子力被災 12 市町村において営農を休止した耕地面積 17,298ha について、令和 7 (2025) 年度の営農再開目標を約 6 割、1 万 ha としており、令和 3 (2021) 年度末時点の営農再開面積は、前年度から 793ha 増加し 7,370ha (営農再開率 42.6%) となっています (図表 2-3、2-4)。

早期に避難指示解除された市町村では営農再開が進展していますが、帰還困難区域がある町村では、営農再開が進展していない状況にあります。

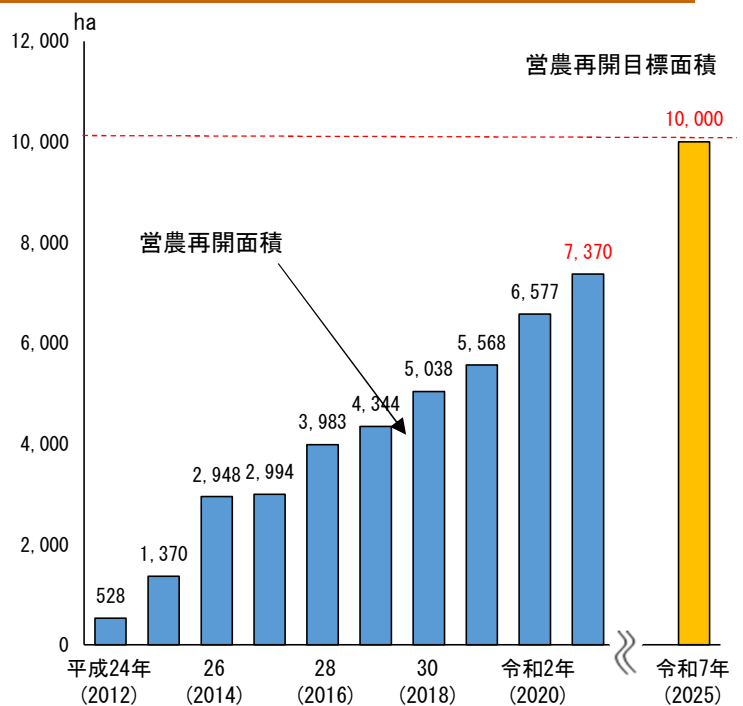
図表 2-3 原子力被災 12 市町村の営農再開状況

市町村名	避難指示解除時期 ①	営農再開の状況		
		休止面積 ② (ha)	再開面積 (R4.3) ③ (ha)	再開割合 ④ (%)
広野町	-	269	209	77.7
田村市	H26.4.1	893	508	56.9
川内村	H26.10.1	605	363	60.0
楡葉町	H27.9.5	585	389	66.5
葛尾村	H28.6.12	398	68	17.1
南相馬市	H28.7.12	7,289	4,572	62.7
川俣町	H29.3.31	375	213	56.8
飯舘村	H29.3.31	2,330	656	28.2
浪江町	H29.3.31	2,034	272	13.4
富岡町	H29.4.1	861	119	13.8
大熊町	H31.4.10	936	0	0.0
双葉町	R2.3.4	723	0	0.0
合計		17,298	7,370	42.6

資料：東北農政局作成

- 注 1：①避難指示解除時期は、1 回目の「避難指示区域」の見直しが行われた年月日を記載
 2：②休止面積は、2010年世界農林業センサスより整理
 3：③再開面積は、福島県調べ。南相馬市の再開面積は市全域
 4：④再開割合は、③再開面積÷②休止面積

図表 2-4 原子力被災 12 市町村の営農再開状況の推移



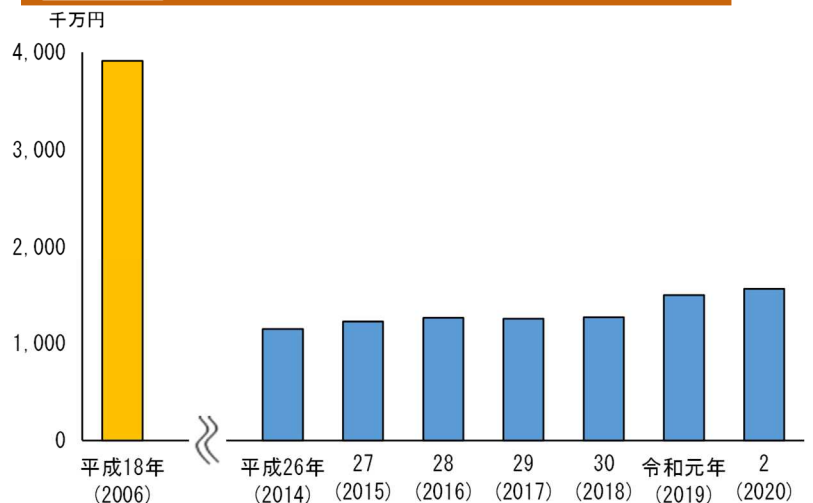
資料：東北農政局作成

注：各年の営農再開面積は、原子力被災12市町村の営農再開面積の合計

また、原子力被災 12 市町村の農業産出額は、営農再開の進展に伴い回復基調にあるものの、震災前の 4 割程度 (令和 2 (2020) 年度)にとどまっています (図表 2-5)。

営農再開の加速化に向け、改正福島特措法による農地の利用集積を進めつつ、令和 3 (2021) 年度には福島県高付加価値産地展開支援事業を創設し、国産需要の高い加工・業務用野菜等の広域的な産地の創出に向けた拠点整備等を進めています。

図表 2-5 原子力被災 12 市町村の農業算出額の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：農業産出額 (市町村別) は、平成 19 (2007) 年度から平成 25 (2013) 年度まで作成していないことから、震災前の比較対象として、平成 18 (2006) 年度の値を記載

原子力被災 12 市町村への人的支援

令和2(2020)年度から 12 市町村に農林水産省職員を派遣し、市町村それぞれの状況に応じた支援を行っています。また、技術職員（農学、農業土木）等からなるサポートチーム（15名）をとみおかまち富岡町に設置し、派遣職員の活動を機動的にサポートしています。

図表 2-6 原子力被災 12 市町村における派遣職員の取組

かんしょの作付拡大の推進（ならはまち檜葉町）

- ・ならはまち檜葉町では、県外企業の協力を得て、かんしょの産地化にチャレンジ。
- ・派遣職員は、JAの甘藷生産部会設置を契機に新たな生産者の掘り起こしに取り組み、令和3(2021)年は33名(9ha)が参加し、町全体で45haまで作付面積を拡大。
- ・引き続き、生産者の更なる掘り起こしを実施。



甘藷栽培指導の様子

ほ場整備計画の見直し（かわうちむら川内村）

- ・かわうちむら川内村では、営農再開に向け、県営でのほ場整備を計画（4工区、面積約62ha）。
- ・派遣職員は、特に1工区において、河川も含めた一体的な整備により形状の良いほ場とし、効率的な土地利用となるよう、県の担当者と協議しながら、計画の見直しを提案。
- ・令和4(2022)年度の事業採択に向け、推進体制の見直しや農業者への説明会開催に尽力。



ほ場整備事業説明会の様子

営農再開ビジョン策定の支援（おおくままち大熊町）

- ・おおくままち大熊町では、令和4(2022)年度からの本格的な営農再開に向けて、「営農再開ビジョン」を策定。
- ・派遣職員は、当該ビジョン策定のための委員会（町、県、JA、福島相双復興推進機構等で構成）の立ち上げや運営等に携わるとともに、町主催の座談会の開催をサポートし、当該ビジョンのとりまとめに貢献。



町主催の座談会の様子

人・農地プランの実質化の取組（ひろのまち広野町）

- ・ひろのまち広野町では、令和2(2020)年度から人・農地プランの実質化に向けた取組を実施。
- ・派遣職員は、プランが実質化されていなかった4地区で、農業者に意向確認や中心経営体へのヒアリングを行いプラン案を作成。地区座談会での話し合いをとりまとめ、令和2(2020)年度に2地区のプラン実質化を実現。令和3(2021)年度中に残り2地区も実質化の見込み。



地区座談会の様子

取組事例 株式会社福島しろはとファーム(福島県^{ならはまち}檜葉町)

平成30(2018)年、白ハト食品工業(株)(本社：大阪府)のグループ企業である(株)しろはとファームが^{ならはまち}檜葉町に参入し、かんしょ栽培を開始しました。平成31(2019)年には現地法人の(株)福島しろはとファームを設立し、^{ならはまち}檜葉町の協力を得ながら、令和3(2021)年には約30haまで作付を拡大しています。

^{ならはまち}檜葉町では、令和2(2020)年にかんしょ貯蔵施設整備やJA生産部会設立など、産地化に向けた取組を進めており、令和3(2021)年度からは、栽培面積の拡大に不可欠な良質苗の生産・供給体制確立のため、福島県高付加価値産地展開支援事業により共同育苗施設の整備も始まっています。

こうした取組を通じて営農再開や規模拡大の意欲を喚起し、原子力被災地域でのかんしょの産地化を目指しています。



かんしょの栽培状況



かんしょの収穫状況



甘藷貯蔵施設

取組事例 かわうちワイン株式会社(福島県^{かわうちむら}川内村)

^{かわうちむら}川内村は、『震災復興、新たな農業への挑戦、地方創生』の取組として、村内で収穫するぶどうを原料としたワイン生産を目指して、ぶどう栽培に取り組んできました。

平成28(2016)年から67aのほ場で約2,100本のぶどう栽培を開始しました。翌年には事業会社「かわうちワイン(株)」を設立して、順調にぶどうの栽培面積を増やし、令和3(2021)年には、約3haのほ場で約11,300本を栽培しています。

また、^{かわうちむら}川内村が福島再生加速化交付金を活用して整備した醸造施設「かわうちワイナリー」が令和3(2021)年6月に開所し、同年9月には村で生産したぶどうを使ってワインを初醸造しました。完成したワインは令和4(2022)年3月から販売を開始しました。

ワインを核として、村内事業者と地域資源や地場産品等とのコラボレーションにより、地域経済の活性化を目指しています。



ぶどう畑(高田島ヴィンヤード)



収穫を迎えるシャルドネ



川内村醸造施設(かわうちワイナリー)